

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 横田憲二

論文題目

Lymphatic flow is mostly preserved after sentinel lymph node biopsy in primary cutaneous malignant melanoma

(原発性皮膚悪性黒色腫において、センチネルリンパ節

生検後のリンパ流はほぼ保持される)

論文審査担当者

名古屋大学教授

主査 委員



名古屋大学教授

委員



名古屋大学教授

委員



名古屋大学教授

指導教授




別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

本研究では、41例の悪性黒色腫の患者に対して、SLNBの前後でのリンパ流の変化を検討している。その結果、41例中38例にSLNB後にリンパ流の変化がなく、3例のみリンパ流の変化があった。このことから、SLNBが術後のリンパ流に及ぼす影響は非常に少なく、SLNBがリンパ流の鬱滞や、局所再発・in-transit転移のリスクを高める可能性は低いと結論付け、SLNBを積極的に施行すべきであることを示している。そして、中もしくは高リスクの悪性黒色腫切除後の患者に、定期的に局注するIFN- β 維持療法を施行も推奨している。本研究で、原発性皮膚悪性黒色腫においてSLNB後のリンパ流の変化はほとんど無いことが示されており、現在唯一、悪性黒色腫に対して効果的とされるIFN- β 局注の術後補助療法の有効性を支持する重要なデータと考えである。

本研究に対し、以下の点を議論した。

1. SLNB後にリンパ流の変化が起こらないメカニズムとしては、SLNBにより切断されたリンパ流の経路に対して、近傍のリンパ節につながるように、急速に側副路が形成されることが考えられる。
2. SLNBにおいて、従来の radioactive isotope (RI)法と色素法に加えて、蛍光造影法を用いた3つの方法を併用して行っている。RI法は、術前にCTと合わせた画像を作成することができ、解剖学的に正確な位置を把握できるが、放射線同位元素を使用するため、放射線による医原性の被爆という問題がある。色素法は、簡便で、安全なため何回も使用できるが、色素が手術部で拡散し、SLNを見失う可能性がある。そこで、さらにSLN生検の精度を高めるために使用された蛍光造影法は、原理としては、リンパ管内に流入した indocyanine green (ICG)が発する近赤外線(760nm)を医療用CCDカメラ(PDEシステム；浜松ホトニクス社製)によつて捉えることで、リンパ流をリアルタイムで観察する方法であり、副作用が極めて少なく、低侵襲で簡便である。
3. SLNB後のリンパ流の確認までの期間は、22日から786日(平均101日)であり、SLNB施行後から、2回目のリンパ流の確認までの期間はリンパ流の変化がなかった症例では、平均約181日で、変化があった症例の期間は平均約95日だった。このことより、変化のあった症例に関して、当初、SLN生検施行時の1回目の計測から2回目まで期間が短く、SLN生検後の術直後の浮腫やうっ滯が影響したのではないかということが考えられたが、変化のあった症例の2回目に施行したまでの平均期間は約3か月あり、術後の影響はなかったと考えられる。

以上の理由により、本研究は博士(医学)の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

別紙2

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	横田 憲二
試験担当者	主査	伴 信郎 吉川 実隆 龜井 譲 雲井	指導教授	秋山 真志 眞秋 志山

(試験の結果の要旨)

主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。

1. 41例全例でSLNB前と後にリンパ流の変化を観察した結果、そのほとんどの38例（92.7%）でSLNB後にリンパ流の変化はみられなかったメカニズムについて
2. センチネルリンパ節を同定する3法それぞれの利点と欠点について
3. SLNB後の2回目のリンパ流の確認するうえで、術後のうっ滯や浮腫といった影響が及ばない十分な期間をとっていたかどうかについて

以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察能力を有するとともに、皮膚病態学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員会議の上、合格と判断した。

合格と判断した。

別紙3

学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第 号	氏名 横田憲二
学力審査 担当者	主査 伴信郎 吉川史隆 指導教授 秋山真志	龜井議 事 春秋 志山

(学力審査の結果の要旨)

名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員会議の上判定した。